

信州型自然保育認定制度 認定審査の指針・確認書類

平成27年4月1日 施行

基準の観点	No	認定審査の指針	確認書類	備考
団体運営の安定性と透明性	1	団体代表者及び保育等の責任者の氏名や運営への関わり方と運営体制について、確認書類及び現地調査で確認する。（認可園については、認可を受けていることをもってこの基準を満たしているものとみなす。）	「活動説明書」、団体代表者、保育等責任者が明記されている資料、運営体制が分かる規約等資料	認可園も必要な資料を提出
	2	設立日及び保育等を開始した日から2年間以上経過していること、また申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないことを、確認書類及び現地調査において確認する。	「活動説明書」、設立日が分かる資料、保育等の開始日が分かる資料	
	3	申請日の属する年度の前年度及び前々年度の収支計算書及び事業報告書を確認する。現地調査において、それらの書類が求めに応じて公開できる状態にあることを確認する。	当該年度の収支計算書と事業報告書（2か年分）	公立園は当該園単独での事業報告書がある場合は提出
	4	申請日の属する年度の前年度及び前々年度について、それぞれ在籍する子どもの平均人数が6人以上であることを確認書類で確認する。現地調査において在籍状況を確認する。	「活動説明書」、申請日時点の在籍数が分かる資料	在籍数が分かる資料は、基準8と同じものでも可
自然体験活動の計画性及び環境と時間の確保	5	申請日の属する月の前月以前の3か月及び申請日の属する月の翌月以降の3か月について、毎月の活動計画案（保育等計画案）の提出を求め、その内容を確認する。現地調査において活動状況を確認する。	「活動説明書」、各団体の様式による活動計画案（保育等計画案）を、申請日の属する月を挟んで前後3か月分	
	6	屋外での子どもの自然体験活動が実施できる場所が園庭以外にあることを確認書類及び現地調査において確認する。所有の有無、使用契約書等の有無は問わないが、優先的に使用できる状態であることを現地調査において確認する。	「活動説明書」、写真3点、地図等の資料	一切の活動を園庭のみで行う団体は認定対象とならない。
	7	申請日の属する月の前月以前の3か月及び申請日の属する月の翌月以降の3か月について、長期休暇等を除いた期間の各週に行われた、又は行われる予定の体験活動の時間数を活動説明書で確認する。現地調査において実態を確認する。 <u>この制度における体験活動とは「子どもが自然環境や地域資源と直接触れ合うことによって、それぞれに気づきや学びが得られるような活動」とし、「自然環境や地域資源と直接的に関わることなく、園庭に設置された大型遊具での遊びや、スポーツやゲーム等を主目的とする活動」は含まない。</u>	「活動説明書」	基準5の活動計画案との整合性を確認する。
保育及び自然体験活動の質の担保	8	申請日時点の、保育者と在籍する子どもの人数比率及び保育者の資格について確認書類で確認する。現地調査において実態を確認する。（認可園については、認可を受けていることをもってこの基準を満たしているものとみなす。）	「活動説明書」、申請日時点の年齢別の在籍数が分かる資料、クラス編成されている場合は、クラス名と担任名が分かる資料	認可園も保育者の体制について公開できる資料を提出 在籍数が分かる資料は、基準4と同じものでも可
	9	現地調査において常備されていることと、活用状況について保育者や保護者にヒアリングを行う。	「活動説明書」	
	10	参加した研修等の資料（コピー）を確認する。現地調査において参加した保育者にヒアリングを行う。	「活動説明書」、参加した研修等の資料のコピー	
	11	発表した資料（コピー）を確認する。現地調査において発表した保育者にヒアリングを行う。	「活動説明書」、発表した資料のコピー	
	12	内部研修で使用した資料（コピー）を確認する。現地調査において研修内容について保育等の責任者にヒアリングを行う。	「活動説明書」、内部研修で使用した資料のコピー	
	13	当該の保育者の指導経験を確認書類で確認する。現地調査において当該の保育者にヒアリングを行う。	「活動説明書」、当該保育者の経歴書	特化型のみ基準
	14	体験活動の記録が公開されていることを示す資料（広報誌やホームページなど）にて確認する。現地調査において実態を確認する。	「活動説明書」、各団体の様式による公開されていることが分かる資料	
屋外での体験活動における安全管理	15	当該の講習の修了証など、受講したことを示す資料で受講内容や修了年月日等を確認する。現地調査において当該の保育者にヒアリングを行う。	「活動説明書」、受講証や修了証などの書類	特化型のみ基準
	16	屋外での体験活動時における安全管理に配慮された保育者体制について確認書類で確認する。現地調査において実態を確認したうえで、保育等の責任者へのヒアリングも行う。	「活動説明書」、屋外での体験活動時の保育者の配置体制が分かる資料	
	17	作成されている安全管理マニュアル等を確認する。現地調査においてその活用について実態を確認する。	「活動説明書」、各団体の様式による安全管理マニュアル等	
	18	緊急事態が発生した場合の避難などの対応方法について定められている資料を確認する。現地調査においてその内容が機能していることと、保育者と保護者に周知されていることを確認する。	「活動説明書」、各団体の様式による資料	安全管理体制が十分であるかどうか、保育等の責任者の意識や考え方を十分確認し、重大な事故等のリスクがないかどうか、審査委員会として検証する。
	19	救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められている資料を確認する。現地調査においてその内容が機能していることと、各機関への協力要請が行われていることを確認する。	「活動説明書」、各団体の様式による資料	
	20	各保護者との連絡方法について定められている資料（連絡網など）を確認する。現地調査においてその内容が機能していることと、保育者と保護者に周知されていることを確認する。	「活動説明書」、各団体の様式による資料	
	21	加入している傷害保険ならびに損害賠償責任保険を示す資料を確認する。	「活動説明書」、加入している保険証のコピー	
地域との連携	22	地域住民に活動が公開されていることを示す資料を確認する。現地調査において交流の様子などを確認する。	「活動説明書」、地域に配布された通知や交流会等の記録などの資料のコピー	
小学校との連携	23	連携している小学校及び特別支援学校の名称と連携内容について確認書類で確認する。現地調査において連携の様子などを確認する。	「活動説明書」、当該小学校や特別支援学校との連携について分かる資料	
個人情報保護	24	個人情報保護についての規程を確認する。現地調査において保護者の同意を得ていることを確認する。	「活動説明書」、個人情報保護についての規程、保護者に同意を得ていることを示す各団体の様式による資料	

※ 申請に際して提出された書類は、原則すべて公開対象となることを団体として了承することを確認する。（個人情報が含まれる場合には加工できるものを提出するものとする。）

※ 認定制度の実施要綱及び認定基準に定められていない事項についても、認定審査委員会に意見を求めるものとする。